

令和 2 年 1 月 29 日 開会

令和 2 年 1 月 29 日 閉会

令和 2 年（2020年）第 1 回

紀北町議会（臨時会）会議録

令和2年（2020年）第1回紀北町臨時会会議録

（第1号）

令和2年1月29日（水曜日）

令和2年(2020年)第1回紀北町議会臨時会

招集年月日 令和2年1月29日(水)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

応招議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

不応招議員

なし

令和2年第1回紀北町議会定例会議事日程 令和2年1月29日（第1日）

日 程	議 事
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	議案第1号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例
第 5	議案第2号 紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者の指定について
第 6	議案第3号 紀伊長島地区学校給食センター建設工事請負変更契約の締結について
第 7	議案第4号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第5号）
	閉 会

令和2年（2020年）第1回紀北町議会臨時会会議録

第1号

招集年月日 令和2年1月29日（水）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和2年1月29日（水）

出席議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

なし

遅刻議員

6番 原 隆伸

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
総 務 課 長	濱 田 多実博	財 政 課 長	水 谷 法 夫
危機管理課長	岩 見 建 志	住 民 課 長	上 村 毅
商工観光課長	玉 津 裕 一	建 設 課 長	宮 原 俊 也
海山総合支所長	植 地 俊 文	教 育 長	中 井 克 佳
学校教育課長	宮 本 忠 宜		

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊 明	書 記	佐々木 猛
書 記	久 保 有 謙	書 記	家 倉 義 光

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

14番 東 清剛

16番 中津畑正量

議事の顛末 次のとおり記載する。

平野隆久議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和2年第1回紀北町議会臨時会を開会いたします。

平野隆久議長

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

なお、6番、原隆伸君から所用のため遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

協議会事務局長。

脇俊明議会事務局長

皆さん、おはようございます。

令和2年第1回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

令和2年1月29日（水曜日）午前9時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議案第1号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例

第5 議案第2号 紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者の指定について

第6 議案第3号 紀伊長島地区学校給食センター建設工事請負変更契約の締結について

第7 議案第4号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第5号）

以上でございます。

平野隆久議長

これより本日の会議を開きます。

日程第 1

平野隆久議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

14番 東 清剛君

16番 中津畑正量君

のご両名を指名します。

日程第 2

平野隆久議長

次に、日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日とすることに決定しました。

日程第 3

平野隆久議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る1月23日に議会運営委員会が開催され、本臨時会に係る運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。

本臨時会の招集に当たり、付議された事件は紀北町印鑑条例の一部改正、「道の駅」海山指定管理者の指定、紀伊長島地区学校給食センター工事請負変更契約、一般会計補正予算の4件であります。

次に、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による令和元年度定期監査及び同条第7項の規定による財政援助団体の監査の結果報告を同条第9項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議員控室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

お諮りします。

本議案の審議に当たっては会期を1日として決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略し、本会議において審議することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、本議案の審議に当たっては委員会の付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

日程第4～日程第7

平野隆久議長

お諮りします。

日程第4 議案第1号から日程第7 議案第4号の4件については提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、議案4件については一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆様、おはようございます。

本日は臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、本議会臨時会に上程いたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により、個人番号カードを活用し、印鑑登録証明書をコンビニエンスストア等で交付することに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第2号 紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者の指定についてであります。令和2年3月31日をもって、指定期間が終了することに伴い、新たに指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第3号 紀伊長島地区学校給食センター建設工事請負変更契約の締結についてであります。紀伊長島地区学校給食センター建設工事において、工事内容に変更が生じたため、工事請負変更契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第4号 令和元年度紀北町一般会計補正予算(第5号)であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億5,858万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出

それぞれ113億7,622万3,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、4件の議案につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

平野隆久議長

続いて、議案第1号の内容説明を求めます。

上村住民課長。

上村毅住民課長

おはようございます。

それでは、議案第1号について説明させていただきます。

議案書1ページをご覧ください。

議案第1号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例

紀北町印鑑条例（平成17年紀北町条例第16号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年1月29日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により、個人番号カードを活用し、印鑑登録証明書をコンビニエンスストア等で交付することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

改正内容につきましては、マイナンバーカードを使用し、コンビニエンスストア等で印鑑証明を取得できるようにするため、紀北町印鑑条例の一部を改正するものとなります。

2ページは、改正条文であります。

附則によりまして、施行日を令和2年1月29日から施行するものであります。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。

第19条を第20条とし、第13条から第18条までを1条ずつ繰下げ、第12条の後に第13条を追加するものであります。

第13条の改正内容は、個人所有のマイナンバーカードを使用し、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機を利用し、印鑑証明書の交付を受けることができる条文を追加するものであります。

以上が改正内容であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

平野隆久議長

続いて、議案第2号の内容説明を求めます。

玉津商工観光課長。

玉津裕一商工観光課長

皆さん、おはようございます。

議案書5ページをお願いいたします。

議案第2号 紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者の指定についてのご説明をさせていただきます。

議案第2号 紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者を次のとおり指定する。

記

- 1 施設の名称 紀北町「道の駅」海山交流ホール
- 2 指定管理者 所在地 三重県北牟婁郡紀北町三浦157番地4
名称 株式会社デアルケ
代表者 代表取締役 岩本 修
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
令和2年1月29日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由ですが、令和2年3月31日をもちまして、指定期間が終了することに伴い、新たに指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決が必要なためでございます。

内容についてご説明いたします。

本議案につきましては、紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき、指定管理者の公募をした結果、3者の応募がございました。

これを受けまして、去る1月17日に委員6名による紀北町「道の駅」海山交流ホール指定管理者の候補者選定委員会を開催し、審査書類並びにプレゼンテーションによる審査を実施した結果、株式会社デアルケを指定管理者の候補者（案）といたしたいとの答申を頂きました。

町といたしましては、答申を踏まえまして、指定管理者の候補者に選定いたしました後、本議会へ紀北町「道の駅」海山交流ホール指定管理者の指定についてという件名にて議案上程いたしました。

次に、若干重複いたしますが、順を追って詳細説明いたします。

現指定管理者の指定期間は、平成27年4月1日から令和2年3月31日までの5年間の契約を交わしております、本年3月31日をもって終了することになっております。

そのため、町といたしましては、紀北町「道の駅」海山交流ホールの管理につきまして新たに指定管理者を募集いたしました。募集方法は、基本的には町ホームページですが、その他地方紙においても掲載していただき、周知いたしました。申請受付期間ですが、令和元年11月6日から12月24日までの49日間で、11月21日には現指定管理者様にもご協力いただき、現地説明会も実施しております。

指定管理者の募集の結果、公募した結果、3者の応募がございました。

指定管理者の候補者を選定するに当たりまして、令和2年1月17日に委員6名によりまして、紀北町「道の駅」海山交流ホール指定管理者の候補者選定委員会を開催し、書類審査並びにプレゼンテーションによる審査を実施いたしました。

翌週の1月20日、指定管理者の候補者選定委員会によりまして、株式会社デアルケを紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者の候補者（案）といたしたいとの答申を頂きました。

町といたしまして、答申を踏まえまして、指定管理者の候補者に選定いたしましたところでございます。

これらの経緯によりまして、地方自治法第244条の2第6項、普通地方公共団体は指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないの規定に基づきまして、本議会にご提案いたしました。

慎重審議の上、ご可決賜りますようどうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

平野隆久議長

続いて、議案第3号の内容説明を求めます。

宮本学校教育課長。

宮本忠宜学校教育課長

おはようございます。

それでは、議案第3号 紀伊長島地区学校給食センター建設工事請負変更契約の締結について、ご説明させていただきます。

議案書の6ページをお願いいたします。

議案第3号 紀伊長島地区学校給食センター建設工事請負変更契約の締結について次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 紀伊長島地区学校給食センター建設工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 変更前 3億6,927万円
変更後 3億7,262万3,900円
- 4 契約の相手方 三重県北牟婁郡紀北町島原1009番地
株式会社 平野組
代表取締役 平野 金人

令和2年1月29日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀伊長島地区学校給食センター建設工事において、工事内容に変更が生じたため、工事請負変更契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためであります。

議案書の7ページの資料1をお願いいたします。

工事費につきましては、請負金額が変更前3億6,927万円、変更後3億7,262万3,900円、増減といたしましては335万3,900円の増額でございます。

その内訳の工事価格では、変更前3億3,570万円、変更後3億3,874万9,000円、増減といたしましては304万9,000円の増額。

また、消費税では、変更前3,357万円、変更後3,387万4,900円、増減といたしましては30万4,900円の増額でございます。

工事の概要についてご説明させていただきます。

まず、建築工事では、主な工事内容といたしまして仮設工事、土工事、コンクリート工事、型枠工事、鉄筋工事、鉄骨工事、防水工事、屋根工事、金属工事、金属製建具工事、塗装工事、内装工事ほかでございます。

建築工事の主な変更内容といたしましては、コンクリート工事におきまして地盤改良用コンクリート量の減少による減、次に鉄骨工事におきましては、使用鉄骨材の変更等により増となったもの、また金属製建具工事では、コンテナを給食搬送車に積み込み等を行う搬入口でありますドックシェルターの下部に受渡盤でありますリッププレートを2枚設置したことによる増となったものなどの変更を行っております。

建築工事全体では、変更前1億6,842万円、変更後1億6,879万3,000円となり、37万3,000円の増額となっております。

続きまして、工事概要に戻りまして、電気設備工事の説明をさせていただきます。

主な工事内容は電灯設備工事、幹線動力設備工事、受変電設備工事、構内交換設備工事、自動火災報知設備工事ほかでございます。

電気設備工事の主な変更内容といたしましては、まず幹線動力設備工事におきまして分電盤の増設による増となったもの、次に受変電設備工事におきましてはコンデンサー、ブレーカーの容量増設による増が主な変更内容となっております。

電気設備工事全体では、変更前3,919万8,000円、変更後4,015万1,000円となり、95万3,000円の増額となっております。

続きまして、機械設備工事についてご説明させていただきます。

主な工事内容は空気調和設備工事、給排水衛生設備工事でございます。

主な変更内容といたしましては、海山地区給食センターの排水処理状況等を参考に、施設整備後の維持管理費用等の低減が見込めるため、厨房排水処理施設の能力変更をいたしております。

機械設備工事全体では、変更前1億76万9,000円、変更後9,893万2,000円となり、183万7,000円の減額となっております。

資料の8ページをお願いします。

続きまして、外構工事についてご説明させていただきます。

主な工事内容は舗装工事、雨水排水工事、圍障工事、造成工事ほかでございます。

主な変更内容といたしましては、隣接する県道紀伊長島停車場線を管理します三重県との協議により、当初給食センターの舗装面と県道との段差を解消する、のり面に植栽をする予定であったものを張りコンクリートに変更しましたことに併せて、給食センターの出入口として利用します。若者センターの用地と県道との段差を解消するため、舗装工事を新たに施工することによる舗装箇所を増によるもの、次に雨水排水工事では、雨水排水の一部を県道の側

溝に流入させる計画であったものを三重県との協議により、裏側に雨水排水を施すための側溝工事の増によるものでございます。

外構工事全体では、変更前2,731万3,000円、変更後3,087万3,000円となり、356万円の増額となっております。

これらを合計した工事価格、消費税、請負金額は初めに申し上げたとおりでございますが、工事概要の請負金額は千円単位で表記しておりますので、千円単位で説明させていただきますと、変更前は3億6,927万円、変更後3億7,262万4,000円で、335万4,000円の増額となっております。

最後に、工期についてでございますが、完成期限に変更はなく、令和2年2月28日で、1月20日時点での進捗率は70%となっております。

議案書の9ページ、資料2をお願いします。

資料2につきましては、各施設の配置図となっております。

また、変更した箇所につきましては、赤色の斜線で表記しております。

まず、資料では左側になります。西側の車庫の裏に当たります赤色の斜線部分であります。当初は購入した土地の形状のとおり施工を考えておりましたが、隣接地が紀北町の所有地でありますことから、直線で施工し、給食センターの土地の形状を整えたものでございます。

次に、隣接する南側の県道紀伊長島停車場線を管理します三重県との協議により、当初、給食センターの舗装面と県道との間ののり面を植栽する予定でありましたものを、張りコンクリートの舗装に変更するとともに、県道側に側溝を設置するように変更いたしております。

次に、給食センターの出入口として利用します東側に隣接する若者センターの土地と県道との段差を解消するため、下記の資料の三角の赤色で表示してございます箇所の舗装工事を増加しております。

さらに、資料の右側にあります厨房排水処理槽につきましては、施設整備後の維持管理費用等の低減のため、排水処理施設の能力変更をいたしましたので、赤色の斜線で表記しております。

なお、排水処理槽から排出される水質につきましては、BODで20mg/Lと、変更はございません。

続きまして、議案書の10ページをお願いします。

資料3につきましては、給食センター棟の平面図となっております。

資料3におきます変更箇所といたしましては、当初東側の調理備品庫から操作することにしておりました分電盤を、前室1から操作するようにするため、分電盤を移動させるとともに、前室1と調理用備品庫の間の壁を東側に移動しております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

平野隆久議長

続いて、議案第4号の内容説明を求めます。

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

おはようございます。

それでは、議案第4号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第5号）の内容につきまして説明させていただきますので、議案書の1ページをご覧ください。

令和元年度紀北町一般会計補正予算（第5号）

令和元年度紀北町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億5,858万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億7,622万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年1月29日提出

紀北町長 尾上壽一

今回の補正は、同報系防災行政無線デジタル化整備工事におきまして、請負業者のパナソニック郡山工場が台風19号で浸水被害を受けたことにより、今年度予定しておりました親局設備や屋外拡声子局などの整備を令和2年度とするためでございます。

なお、契約額の変更はございません。

それでは、4ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為の補正であります。同報系防災行政無線デジタル化整備工事の限

度額を3億5,858万7,000円増額し、7億2,018万4,000円とするものでございます。

5ページをご覧ください。

第3表 地方債補正であります。緊急防災・減災事業債を3億5,890万円減額し、3,520万円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の内容につきまして、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきます。

8ページをご覧ください。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金31万3,000円の増額は、今回の補正の所要財源とするため、財政調整基金より繰り入れるものでございます。

第20款、第1項共に町債、第7目・消防債3億5,890万円の減額は、防災無線整備事業債でございます。

次に、歳出予算を説明させていただきますので、9ページをご覧ください。

第8款、第1項共に消防費、第5目・災害対策費は3億5,858万7,000円を減額し、7,267万1,000円とするものであります。防災行政無線デジタル化整備工事費を減額するものでございます。

10ページをご覧ください。

債務負担行為の支出予定額等に関する調書でございます。

11ページからは、地方債の現在高見込みに関する調書でございますが、12ページの合計欄をご覧ください。

前年度末現在高は121億1,639万8,000円であり、当該年度中の起債見込額は今回の補正分3億5,890万円の減額により24億7,705万円となり、当該年度中の元金償還見込額の12億6,945万2,000円を差引きしますと、当該年度末現在高見込額は133億2,399万6,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第4号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

平野隆久議長

以上で議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

それでは、これより各議案に対する審議を行います。

日程第4 議案第1号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑される方ありませんか。

田島明良君。

2番 田島明良議員

ちょっとお尋ねします。マイナンバーカードについて1月27日付、中日新聞に掲載されている記事を読みますと、政府が昨年6月以降、自治体職員や教員、警察官など全国の地方公務員や家族らにマイナンバーカードを取得するよう干渉に乗り出していると書いてあります。総務省によると2016年に交付が始まり、昨年末で14.8%にとどまり、安倍内閣は昨年6月に骨太方針2019を閣議決定しました。22年度中に100%に近い普及率を達成するために、まず公務員らの取得を推進する方針を打ち出した。総務省や文部科学省など、集計や調査票を配ったりしている事実が判明しました。政府の方針と進まない普及率が正反対の動きがありますが、職員や教員に対してこのような事実が当町においてあるのか、ご答弁をお願いします。

平野隆久議長

この議案の田島明良君の質疑に対して、議長として答えさせていただきます。

基本的に議案としては、印鑑条例の改正ですので、ただマイナンバーカードもコンビニという理由もありますので、その点については答えていただきます。

濱田総務課長。

濱田多実博総務課長

地方公務員に対するマイナンバーカードの取得についての促進ということで、総務省のほうからそういった通知がございまして、現在職員についても取得するようということまで通知をさせていただいております。現状におきまして、取得率につきましては53%ということございまして、これを年度内に何とか上げるようということまで現在努力をしているところでございます。

以上でございます。

平野隆久議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

当町でも取得率は低いと思いますけれども、今回のコンビニ交付や健康保険証や確定申告にもしていく方向というのを伺っております。取得率が上がらない状態でも、この先、進めていくのか、甚だ疑問ではありますが、その点いかがでしょうか。

平野隆久議長

田島明良君をお願いします。

あくまでもこの議案の一部改正については、印鑑条例の改正ですので、普及率とかいろいろなことをお尋ねすることに関しては、議題外にはなりますので、その点について答弁を求めらなければならぬ、一般質問等でまた後日お願いしたいと思いますので、その点についてはよろしくをお願いします。この条例に関しての再度質疑がありましたら。

2番 田島明良議員

ありません。

平野隆久議長

よろしいですか。

ほかに質疑される方。

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

11番です。それでは、お伺いいたします。

提案理由の中に、国の法律の規定により、コンビニエンスストアなどで交付する点は町がすると思うんですけども、今回。その改正なんですけれども、これは国の規定によるけれども、全ての自治体がしなくてはならないものではないと理解しているんですが、そうなのかどうかですね。そしてもう数年前から、全国的にはコンビニで交付できる町もありますけれども、それらのことも含めて今回のコンビニで交付することになる詳しい説明を、設備投資もしておりますが、改めてまたお願いしたいと思います。

平野隆久議長

上村住民課長。

上村毅住民課長

お答えさせていただきます。

まず、全ての自治体かと申しますと、印鑑条例に関しましては各市町で定めておりますので、コンビニ交付をする自治体におきまして、印鑑条例の改正が生じたケースとなります。あと、上位法令に関してなんですけど、先ほど議員がおっしゃったように平成25年に行政手続における特定の個人を識別するための番号利用法に関する法律ができて、これによりましてマイナンバーカードを使ってのコンビニ交付をすることができました。本町におきましては、業務もシステム構築も終盤に差しかかっておりまして、個々のデータとかの設定や確認等を行っている中で、印鑑条例におきましては紀北町の印鑑条例の第11条の中に印鑑登録

証明書の交付を受けようとする場合においては、印鑑登録証を添えて印鑑登録証明書の交付申請書により、町長に申請しなければならないという条文がございます。この条文が定められておりますので、今回この条例にマイナンバーカードを利用いたしまして、コンビニ等にあります多機能端末機で証明書の交付を受けることができるようにするための条文を一文追加する必要がございまして、今回この議会に上程させていただいた形となります。

以上です。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

それでは、具体的にお伺いしたいと思います。

全国的には14%ということですが、これを行うことによって普及率、取得率ですか、そういう目標もあるのではないかと思いますので、何%ぐらいの普及率を想定しておられるのか。そして、手数料は窓口でもコンビニ、マイカードを持っていても同じだということなんですけれども、その際に何件、幾らとかとって町からコンビニに支払う、そういうことがあるのかどうか。そして窓口では印鑑証明を取得するときには、生活保護の方は申請すると無料か減額があると聞いておるんですけれども、コンビニでカードを使ってするときも、そのような生活保護の方に対する特典が保障されているのかどうか、お伺いします。

そして、コストというんですか、窓口である場合のコストと、コンビニであるときのコストがかなり違うとは思いますが、そういうことも計算されているのかどうか、お伺いいたします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今いろいろとご意見ありましたが、マイナンバーカードは取得してくださいという国の方針です。その中で我々は、もう予算化するときに説明させていただいたと思うんですけれども、住民サービスの向上ということで、役場の開庁の時間帯に来られない人たちのためなので、そこら辺をご理解いただきたいなど。そのために印鑑条例を改正しないと、そこでは印鑑証明が取れないということなので、今回そのような提案でございます。

また、生活保護の方とか、そういう方との窓口との差はありません。窓口で補助というのはないんですよね。ないと今担当は言っています。その中であくまでもコンビニエンススト

アで取れるようになったということで、役場がやめてそちらに移るわけではございませんので、いろいろ働いてみえる方で、都合の悪い方はコンビニでも取れますよという住民サービスの一環でございますので、その辺をご理解いただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

平野隆久議長

上村住民課長。

上村毅住民課長

手数料に関しましては、窓口では印鑑証明等になりますと200円になりますが、コンビニでも200円は払っていただきますが、町に入る分に関しましてはコンビニ等の手数料として117円が必要になってまいりますので、残りの83円が町に入るという形になります。

各コンビニ等で発行する諸証明に関しましての手数料の価格といたしましては、手数料としましては窓口で取ってもらう分と何も変わらずになります。利用者としては窓口で諸証明を取っていただく場合とコンビニで取っていただく場合の手数料としては、同じ価格となります。

平野隆久議長

結構質疑されましたもので、答弁漏れないですか。あつたら質疑1回に数えませんので、答弁漏れ。

11番 近澤チヅル議員

どれぐらいの取得率を目指しておるかというのは、コストはどう違うんかなと、計算された。経費ですね、いろいろ。

平野隆久議長

コンビニの経費と住民課の経費。

11番 近澤チヅル議員

1件に係る。経費、経費。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、これでマイナンバーカードを普及させるという、普及する意味もありますけれども、基本的には住民サービスでございますので、何%までということより、役場へ来られない方たちがコンビニエンスストアで取れるように住民サービスをやっていくということでございます。

ます。

それと、手数料は先ほど変わらないと言って、役場の収入は結局117円減額になります、役場自体に入るのは。ただ、これは住民サービスの一環で働いている方たちが土日でも取れるようにということでございますので、マイナンバーサービスがということよりも、住民サービスという観点で我々は取り組んだと考えております。

平野隆久議長

以上で答弁よろしいですか。

11番 近澤チヅル議員

コストとかいうのか、ないならないでいいですけども。

平野隆久議長

よろしいですか。答弁が、僕もコストという意味合い、コンビニの経費と役場の経費ということですか。

尾上壽一町長

印鑑証明のものなんで、経費はお認めいただいた上で住民サービスを行って、今日、印鑑証明を取るための議決でございますので、経費は以前にお示しさせていただいているということでございますので、ご理解をお願いします。

平野隆久議長

再度、3回目です。近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

ほかの津市とか、何かになるとコストが幾らぐらいかかったとかいうことも載っておりましたので、紀北町でも計算しているのかなと思ってお伺いいたしました。

そして、今窓口手数料は生活保護の方でも、申請してもそういう特典はないというお話だったんですけども、ほかの市町ではあるところもあるので、私ここへ来る前に受付でちらっと聞いたんですけども、申請すれば無料みたいな話を、どちらが合っているのかどうか分からないんですけども、受付でちょっと証明書を発行という、職員さんに今聞いてきて、紀北町でもあるのかなと確かめようと思って質疑させていただいたんですけども、課長との答弁に差がありましたので、どちらが正しいのか、後でもよろしいので調べていただきたいと思います。多分、窓口は間違っていないような気がするんですけども。

そして、最後にセキュリティが全体のマイナンバーカードの中でも問題になっておるんですけども、ストアでする場合、カードの忘れとか、そういうものもあると思うんですけども、

ども、現実的に暗証番号も当然必要になると思うんですけども、そういうものも含めて端末機がどう工夫されているのか、多分されていると思うんですけども、具体的に分かればお願いしたいと思います。

平野隆久議長

近澤チヅル君、質疑の内容については、セキュリティの話とか、コンビニの機械の話については、またこの条例とはちょっと違いますので、答弁できる範囲内で答弁していただきたいと思います。

11番 近澤チヅル議員

関係ないの、あると思うよ。

平野隆久議長

機械のセキュリティの話なもので。

11番 近澤チヅル議員

それ安全性かどうか。

12番 入江康仁議員

そんなこと言ったら質問できへんや。ここにも書いてある情報システム機構と書いてある、それに対して。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、窓口の話ですが、議員おっしゃったように確認はさせていただきたいと思いますが、これコンビニエンスストアで取れるのが7つぐらいありますんで、それが今回の印鑑証明で生活保護の方とかそこに差があるのか、その幾つかの中の1つが、そういった方たちにありますんで、そこはまた調べますんで、よろしくをお願いします。

平野隆久議長

上村住民課長。

上村毅住民課長

すみません。費用の面についてお答えさせていただきます。

コンビニ交付の構築の業務の費用といたしましては、すいません、予算の金額といたしましてはトータルで約3,700万円になります。あと運営費になりますが、ランニングコストになります、こちらが1か月70万円になります。

以上になります。

平野隆久議長

いいですか。今のセキュリティの話は、今答弁はできていないんですけども、基本的にはコンビニの機械のセキュリティの話ですので、それは使えろと。セキュリティはちゃんとされておるということで印鑑条例の改正をやったということでご理解をお願いしたいと思います。また、納得いかない分については、また後で課に行って説明を求めてください。

ほかに質疑される方ありませんか。

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

この条例は今ややこしいシステムなんですけれども、今日から施行するんですよね。大丈夫ですか。そんなに慌ててやらなくても、今日いろいろ近澤さんからも質問ありましたし、もうちょっと検討して施行日を繰延べしたほうがいいんじゃないですか。

以上です。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これはずっと検討させていただいて、今日条例なんですけれども、そういったセキュリティとか、J-LISやったかな、そういったものとも十分協議したことでございますので、国はそういったシステムについてのセキュリティは安全という中で他の自治体もやっておりますので、もう我々は、そこはしっかりやっていきたいと思ひますし、またこういったものの啓発はしっかりと広報や行政放送等でやっていきたいと思ひます。ただ、今日は印鑑証明を取るための条例制定ですので、それまでにずっとJ-LISや県や国と協議をしておりますので、そういった協議は既に済んでいて、システムの構築で今日ご可決いただいたらシステムを稼働したいということでございますので、ご理解をお願い申し上げます。

平野隆久議長

柴田洋巳議員。

3番 柴田洋巳議員

今回はこれでいいかと思うんですけども、私はやはり町長あるいは役場としてこういう条例を制定する場合は、もうちょっと時間を取ってというのは、環境条例、それも提案から3か月で決定しているんですよ。こういうことでは議会軽視と言われてもしょうがないと思

うんです。だから、そういう意味も含めて今発言しました。やはりもうちょっと議会あるいはいろいろな会議があるんですけども、そういうことで十分検討した上で条例を制定すると、そういうことを注文いたします。

以上です。

平野隆久議長

注文じゃなくて、答弁、質疑です。

3番 柴田洋巳議員

質問いたします。今後そういう姿勢にしていっていただけないかと思ひまして、よろしくお願ひします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは事業そのものは、もう予算として説明させていただいております。ですから、今回印鑑証明に関してだけですね、町で条例をつくらなければコンビニエンスストアで発行できないということでございますので、それは予算のときにそういうご質問であれば、こういうことをやっていきます。やっています。その予算からずっとたっておりますんで、そこら辺をご理解いただきたいと思ひます。だから、ほかの条例で時間を要する検討のものと、今回の場合はもう事業として説明している中で、それを進めていく上で、印鑑証明をコンビニエンスストアで取るための条例が必要なんで、その部分だけでございますんで、今回提案させていただいているのは、その辺もご理解いただきたいと思ひます。

平野隆久議長

ほかに質疑される方。

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

議長、今、近澤議員に質問した中での答弁で、あれを分からない、いろんな答弁不足のところがあったら、後で課に行って話をしてくださいというようなことを言いましたけれども、それは議長の言うべき言葉ではないと思ひますよ。やはり課に行ってするのやったら何も議会は要りませんよ。違いますか。

平野隆久議長

議事進行でよろしいですか。

12番 入江康仁議員

議事進行でいい、だからあなたに求めているんだけど、その中で課に行って話しするんだったら議会は必要ないじゃないか。何でも分からんことあったら課に行って話ししたらいいんかと。しかし、議会というところは発言に対しての責任というものがあります。質問に対しても答弁に対しても、そうでしょう。それが議事録と載って、何かがあったときにはそれを導いて解決の方向につなげていくわけですから、そして当然質問したことで、答弁ができるものであれば、当然議長から注意をして答弁をさせるようにするのが議長の務めじゃないんですか。ただ、質問者においてまあまあじゃなくて、そのこのところのあれを2つ中間に立って、質問に対しての正しい答弁、それを導く、指南するのが議長の立場じゃないんですか。それをそこで後で課に行って話してくださいというようなことはちょっと慎んでいただきたいけれども、そこはどう思いますか。

平野隆久議長

今、入江康仁君の議事進行について答弁させていただきます。

入江康仁君もご存じのことだと思うんですけども、質疑に関しては、議案に対しての議題に対しての質疑ということで、ちょっと待ってください、答弁しています。質疑ということで、議案については、先ほどもしていただきました。ただ、僕の議長としての判断として、セキュリティのことについては議案外ということで判断しましたので、その点についてはまた帰って、分かることがあれば聞いてくださいという答弁をさせていただきましたので、その点についてのご理解をお願いします。質問については、議案外でも一般質問でできます。質疑というのは、議案に対しての疑義を正すということですので、その点について議案内のことについては別に阻害はいたしません。そういうことをご理解をお願いします。

以上です。

12番 入江康仁議員

議案に対してのことでしょう。

平野隆久議長

議事進行の議事進行はありませんので。

12番 入江康仁議員

答弁になっておらんです。

平野隆久議長

議事進行は、僕が今答弁しましたので、その答弁で納得してください。

12番 入江康仁議員

あなたの言うとする質問に対するあれは全然取り違えているやないか。セキュリティは違うやろ。

平野隆久議長

ちょっと待って、座って。

12番 入江康仁議員

違うやろ、あんた。

平野隆久議長

議事進行の議事進行はありませんので、議事進行があった場合。

12番 入江康仁議員

それはあなた全然違うことで答弁しておるから。

平野隆久議長

私はそういうふうに議事進行に対して答弁しましたので、その点についてご理解をお願いします。

以上です。

ほかに質疑ある方ありませんか。

宮地忍君。

1番 宮地忍議員

先ほどの柴田議員の話の中の続きなんですが、1月29日、本日ですね。今これ発行されているんですか。何時からか知らんけれども、今日から。これ万が一、もし否決されたらどうなるんですか、お願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まだ発行はされておられません。議決後に町長が決裁いたしまして、その後、午後6時から発行する予定となっております。

平野隆久議長

ほかに質疑のある方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

議案第1号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例の反対討論を行います。

マイナンバーカードを交付された町民に、コンビニで印鑑証明書を交付できるようにする、この議案です。顔写真の入ったマイナンバーカードの取得率は、全国的にも14%という先ほどの説明もありましたし、紀北町でもそれに近い値だと思っております。12月時点では聞いておりますが、今日の時点ではちょっと聞いていないので、させていただきます。

町民の皆さんは、25年からこの制度が始まったんですけれども、必要性を感じていないのではないかと思います、この低さ。マイナンバーは個人情報の漏えいやカードの紛失、盗難などの不安から、そういう理由から浸透していないという思いもあります。国の政策の押しつけに私は反対するため、またこれは国のやり方をそのまま当町で行っていいのか、市民、町民に取得をサービスとは言っておりますが、強制するものではないと、私は思います。住民票をコンビニで受け取れるのは、一見利便性がよさそうですが、コンビニがあるからこれまでの支所とか、もうすぐ行方であろう休日の発行、また時間外の発行の予算もこの場で賛成多数で認めておりますが、行政サービスがこれから縮小、再編することになっていくのではないかという不安もあります。

また、コストもかかっても維持費が70万円で、費用対効果、そしてそういうことも鑑み、私は今回の国の施策のやり方と同じ方向を取っていいのかというところの疑問があるので、反対といたします。

以上です。

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

瀧沢攻君。

10番 瀧本攻議員

議案第1号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例について賛成の立場で討論させていただきます。

男女機会均等法が成立され、働き方改革がいろいろとこれから副業もしてもいいというよ

うなことであります。だから、やはりもうちょっと利便性のいい、コンビニとかそういうところで取ることは、今は14%か、当町では10%とかこの前、聞きましたけれども、将来を見越したためにこれをやはりやらないと、IT社会になっておるわけですから、そういうことを鑑みた場合に、住民が自由に取れるということは、私は必要だと思います。

そういう点で賛成の立場で討論を終わります。よろしくお願いいたします。

平野隆久議長

すみません。先ほど瀧本攻君のお名前を間違っただけだったので、お詫びして訂正させていただきます。瀧本攻君であります。

次に、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第4 議案第1号については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 多 数)

平野隆久議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは、10時45分まで暫時休憩いたします。

(午前 10時 31分)

平野隆久議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前 10時 45分)

平野隆久議長

改めて、先ほど第1号議案の討論の際に、瀧本攻君の呼称を瀧沢攻君と呼びましたので、改めておわび申し上げて訂正させていただきます。

次に、日程第5 議案第2号 紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者の指定についてを議題とします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

今回は、初めて海山交流ホールの指定管理について初めて公募が行われたわけなんですけれども、それはホームページにもありましたように指定管理者募集要綱というのを11月につくって、それに基づいて今回の審査を行ったということなんですけれども、今までは公募はしていなかったと思うんですけれども、今回これを初めて募集要綱をつくったのだと思いますけれども、そうなのかどうか。そしてホールの指定管理の条例には、14条で必要な事項は規則で定めると書いてあるんですけれども、その規則は法律的な拘束力があると思うんですけれども、要綱はないと思うんですけれども、規則と要綱の間に相違点とか、違つとつてもええと思うんですけれども、今回これをつくった中でこれだけ読むと規則との関係で分からないところが、特に指定管理料が無料となっているんですけれども、今回。以前もそうだったんですけれども、そういうことも含めてこれ初めてつくったのかどうか、要綱をですね。規則にもそのことは、これらに関することは書かれているのかどうか、お伺いいたします。

平野隆久議長

玉津商工観光課長。

玉津裕一商工観光課長

まず最初に、答弁漏れがあったらすみません。随時説明させていただきます。

道の駅海山なんですけど、平成18年9月1日から指定管理者制度が始まっております。その際、現指定管理者様であります海山物産株式会社様にさせていただいて、3月31日、今回第3期ということで予定されておりますけれども、どうして公募をその際しなかったかということなんですけれども、紀北町のですね、ちょっと待ってください。紀北町公の施設に係る指

定管理者の指定手続等に関する条例というところがございまして、第2条が公募のことがうたわれております。その中で第5条ということがございまして、公募によらない指定管理者の候補者の選定ということで、町長等は公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるかと認めるときは、第2条の規定によらず、公募によらず、町が出資している法人または公共団体、もしくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができるということで海山物産さんのほうにお願いしていたところがございます。これがまず1点目でございます。

平野隆久議長

中場副町長。

中場幹副町長

先ほどの規則とか要綱のことだけ少しだけお話をさせていただきます。

要綱、要領、規則等でございますが、一番上に条例がございまして、その後に規則、その下が告示、訓令、指令とずっと並んでおるんですけれども、この中の告示、訓令の中に規定とか、要綱とか要領とか基準というものがございます。この要綱でございまして、一般的には規則とかに書いたものを細かく説明したり、その中で指針となる基準等を設けるのが要綱というような感じで作らせていただいております。

以上でございます。

平野隆久議長

玉津商工観光課長。

玉津裕一商工観光課長

すみません。今現在、私が確認できる範囲では、改めて募集要項というのをつくらせていただいたというふうに記憶しております。

もう1点、無料ということですよ。それは募集要綱を朗読させていただきます。

現在、道の駅海山、今回募集した関係なんですけれども、指定管理料としては無料となっております。ただし物販や飲食の提供などによる収益は指定管理者様の収入としていただくことが可能となっております。要綱にうたわれております。

以上でございます。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

今回の交流ホールは物品の販売とか、飲食が主なあれだと思うんですけども、ちょっと答弁をもう一度お願いしたいと思うんですけども、それをすることも無料になるんじゃないんですか。指定管理料なんですから。タダで設備と建物は町のもので、それを指定管理するのにもう家賃も何も要らないよということだと思うんですけども、物品とか、そういう飲食物の提供販売及びというところは、自主事業に対してはこれから町長との話ということになるんだと思うんですけども、飲食物の提供や物品の販売は、大きな今回の交流の事業だと思うんですけども、ごっちゃになっていかへんのかなと思いますが、お伺いしたいのと。

そして、私、無料というのは、指定管理者制度というのは指定管理料が発生して成り立つのかなと思っていたので、無料というのは珍しい、紀北町ではないと思うんですけども、全国的にはどれぐらいの率であるのか、それが指定管理の条件として受け取る皆さんがどう判断されて、今まで海山物産の方もやっておられたのかなと思ひまして、お伺いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

指定管理は、いろいろな条件に基づいてそれぞれ指定管理料とか出たり、0円であって自主事業で従業員の経費とかそういう仕込み等賄ってくださいよというのがありますし、紀北町だけ例にとっても、健康センターは住民の皆さんの健康を守るためということで、最初から赤字の部分を指定管理料の中に含まれております。それで始神テラスなんかは、これも物産と海山の交流ホールと一緒に無料です。そして利益を得てやれるところは自分自身で賄ってくださいと。そして町のそういう交流人口とかの増加に貢献してくださいと、そういうような形になっておりますので、それぞれのキャンプ i n n 海山ですと2,500万円の指定管理料だけやけれども、入を全部もらうとか、それぞれの施設の特徴によってその指定管理料についてはいろいろ判断させていただいて、そしてそれをこの要綱にまとめさせていただいて無料ですよ、でもやってもらえますかということの内容の元に募集させていただいておりますんで、それぞれがそれぞれの判断を持って募集させていただいておると。そしてこれはあくまでも募集要綱でございますので、募集するにはこういう条件ですよということを書かさせていただいておりますので、ご理解をお願いしたいと思う。

平野隆久議長

課として答弁することあるんですか。

尾上壽一町長

いや結構です。

11番 近澤チヅル議員

答弁漏れです、あの。

平野隆久議長

質疑の回数にしませんので、答弁漏れということ。

11番 近澤チヅル議員

答弁漏れですが、一般的に指定管理の制度という指定管理料は有料というのが、幾らというのが大部分だと思うんですけども、今回のような無料というのは大体全国的というんか、どれぐらいのパーセントであるのかなというのも含めてお伺いしました。

平野隆久議長

中場副町長。

中場幹副町長

その率はなかなか難しいものでございまして分かっておりません。ただ、指定管理の制度の中に、これQ&Aみたいな本なんですけれども、この中にありますのは管理にかかる経費についてというところがございます。この中で指定管理者が管理を行うに当たって要する経費はどのように調達しますかということがございまして、3点ございまして、1点は全て利用料金で賄うというのが1点でございまして、もう一つは地方公共団体が支出するというのがあります。もう一つは一部を利用料金で残りを地方公共団体が支出するというので、指定管理を受けた人が全部するのか、地方公共団体が全部するのか、ちょっとずつするのかという3通りがありますということですので、その中でどれを選ぶかというのは、要綱で決定するというところでございます。

以上でございます。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

そういうこともあり得ると。パーセントはそんなに分からないということによろしいですね。

現地の説明もあったというお話でしたが、最終的には3者の方が募集されて、現地の説明にはどれぐらいの方が参加されたかなというのと。そして要綱、過去3年間の道の駅の状況

及び集客数というのがあるんですけれども、どんどん28年度から高速とかいろんな要件があると思うんですが、12万7,157人、30年度は11万8,846人に減っております。これからもなかなかこれを上げていくのは難しいなという思いもあって、過去3年間の収支も出していただいております。でもこれでは売上げ価格は支出に上げておりませんので、注意をしてくださいということも書いておまして、現地でもこの計算では、今までの方はどのような経営をされておったのか分からないという声もあったというようなことも聞いておりますけれども、過去3年間の決算報告書の金額とかは、この場では、そういうことも含めて無料にされたのだと思いますので、説明をお願いできないかと思っております。

(「議長、議事進行」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

これできたときから保留だったんです。それで決算書は3年出ています。株主は恐らく百何十名おります。今現在資本金で3,700万円ぐらいあります。だから、町は800万円出していますね。配当があります。それは質問するんやったら、もうちょっと海山物産に僕らコピー持っているんやで、あるんやで、ここにもある。帳簿を見てもらわなあかん。何も調べんといて質問するぐらいのことは、これいかなものかと思うよ。注意してください。

平野隆久議長

瀧本攻君の議事進行に対して答弁させていただきます。

今の話は質疑者も聞いていると思うんですけれども、そこらも踏まえて僕はされているんだろうというふうに理解しておりますので、ただ今、瀧本議員から議事進行でちゃんと調べてほしいという発言もありましたので、そこら辺も踏まえて今後とも質疑をお願いしたいと思います。

答弁、もう1回したじゃない、3回目したじゃないですか。答弁をまだやっていませんので。

玉津商工観光課長。

玉津裕一商工観光課長

まず1点目、現地説明会についてお答えします。

11月21日の現地説明会ですが、4者の方が来られました。いろいろとありまして、答弁漏れしたらすみませんですけれども、無料ということなんですけれども、これは指定管理者に

移行した当時から無料というふうにお聞きしております。

平野隆久議長

近澤チヅル君は3回質疑が終わりましたので、答弁漏れに対してのみにしてください。認めます。

11番 近澤チヅル議員

答弁漏れで、私も返ってきていないので間違っていた部分があったら指摘していただけたらと思うんですけども、今回要するに3か年の海山物産の海山道の駅の収支状況の決算ですね。値をその場でも分からないので出してほしいというようなお話もあったけれども、町でも私は、このホームページと要綱だけでは分かりませんので、できたら無料に対する考えも、町の考えも分かると思ひましてお伺いしました。3年間の決算は分かりますか。

平野隆久議長

ちょっと待って、近澤チヅル君、今決算を出せということなんですか、それとも現地でそのときに募集をかけたときに決算書というのが出されていなかったのかということなんですか、その点について再度ちょっと。

11番 近澤チヅル議員

これの資料では分からないので、現地でもやはり決算書を出してほしいというのがあったので、私もそう思ひまして3か年がどういう収支であって、決算もあって無料にしたのだと思うので、そこら辺の数字を議会へも示していただけないかなという質疑をしました。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

瀧本攻君、議事進行でございます。

10番 瀧本攻議員

海山物産の3か年の決算書は関係ないです、参考に。やる方が自分の利益があるものとするわけだから、ただで。海山物産は関係ないです、そんなもの。参考にすることはできるよ。海山物産は株主を入れない限りそのような決算書を出さへんは、こんなもの当たり前のことでしょう。それを海山物産の3か年の決算書とか、それは今度やる人は自分で事業計画を立てて自分でこうやって、こうしてこうやって利益が出るということでやるわけでしょう。海山物産と離れた考えですよ、おかしいですよ、これ。海山物産の財産を引き継ぐわけじゃないんですから。

平野隆久議長

ただいまの瀧本攻君の議事進行に対して答弁させていただきます。

私も議長として、それは、基本的には確かにそのとおりだと僕は思います。ただ、近澤議員はちょっと僕も質疑の意味が分からんだもので再度求めたんですけれども、基本的に要綱書にそのときに載っておろうが、載っていませんが、今の瀧本攻君の議事進行は関係ないよということですので、それをどう指定管理する方がどう理解するかですもので、その件についてはもう終わっていますので、僕は、求めることに対してはまた今から質疑に対して答弁してもらいましたけれども、瀧本議員の言われることもよく僕は理解できます。

近澤議員に再度ちょっと質疑の内容の確認をしたいんですけれども、基本的に指定管理するときの現地説明のときとかにそういう資料を出さへんなのかということ、出さなくてもいいという考えもあるし、近澤議員は出すべきやったということを言われたと思うんですけれども、それを今度この議案を認めるために再度ここへ出してくれということをお求めとということ、理解したらよろしいんですか。その点について求めます。

11番 近澤チヅル議員

現地でそういうお話もあって説明会の中で、後日かその日かは知りませんが、海山物産の許可も得て、もちろん当然今までも決算の書類は出していたと思うんですけれども、これには載っていないので、ホームページには、出してほしいという要望があって、出したというお話を聞いていたので、議会でもその数字を知りたい。それがやはり無料にした部分との関連を考えたいと思ひまして質問いたしました。

平野隆久議長

もう1回だけすみません。何遍も申し訳ない。基本的には交流、指定管理者の指定について、今回募集をかけたら、いろんなことも含めて株式会社デアルケさんのところが指定管理となりましたよということですので、今回その点も、じゃこうせなあかんじゃないとか、これを破棄にせよという意味合いかなという気もするんですけれども、今回ここに決まりましたよということに対しての議案ですもので、その点についてご理解をお願いしたいと思います。その点について執行部側からの説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

今回僚議員からも少しご説明あったように思うんですが、基本的には指定管理の海山物産の収支は、海山物産の許可を得て出しました。出したんですけれども、それは海山物産に、この3者に渡していいですかということの許可なんで、ここで出すわけにはいきません。

それともう1点は、これは同僚議員おっしゃっていただいたように、今日、要綱を見て0円ですというのも書いてあります。0円でも私はここで利益を得ていくんやという思いのある人が募集していますので、たとえ前者の方が赤字を出しておろうが、黒字を出しておろうが関係のない話なんで、これは新たな指定管理者の募集ということでご理解いただきたいなと。切り離していただきたいなというのが言いたいことです。

平野隆久議長

ほかに質疑される方ありませんか。

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

2点ご質問いたします。

1点は、私、今議論いろんな人が発言して分かったんですけども、海山交流ホールというのは道の駅全体を言っているのか、その辺を明確にしていきたい。というのは、私、道の駅に何回も行っているんですけども、あそこは食堂部分とそれからトイレ、それから展示、3つに大きく分かれているんですね。私は展示のほうをホールと言っているのかなと思っていました。でも今話を聞いていると建物全体を言っているんで、この名称は絶対これ訂正したほうがいいと思います。というのは、先ほどキャンプ i n n 海山、あそこにも施設全体をキャンプ i n n 海山と言っているんですよ。ですから、その辺はやっぱり大きな間違いが起きると思います。

それからもう1点、3者から希望があって、選定したと。私は建築設計事務所にいまして、どこに決めたか、それはやっぱり理事者側の一任かも分かりませんが、議会で諮る以上は、こういう明確なこういう理由で決めましたよと、それを発表してもらわないと困ると、その2点について質問いたします。

平野隆久議長

答弁、尾上町長。

尾上壽一町長

交流ホールは、申し訳ないですけども、こういう議案が出る限りは、明らかにそこが指定管理の場所だと分かっていると思いましたが、特に資料としては出さなかったんです。資料自体はあるんですけども、出しますか。よろしいですか。

いやいや、申し訳ないですけども、ネーミングがそういうネーミングでその部分をつくってありますので、名前を変えろというんやったら、またそういう話とここは違うと思

ますんで、場所は一番向こうの尾鷲側の食堂をやっているところは、海山の交流ホールと言いまして、建てたときに国交省以外にそこを建てたんです。場所は分かりますか。

そこになりますんで、ネーミングがいい悪いというのがそれぞれ人の感性だと思いますんで、これもうずっとつくったときから条例、条文そういうふうになっていますんで、今変えるという話ではないと思うんですが、そこはご理解いただきたいなと思います。

あとは課長のほうから。

平野隆久議長

玉津商工観光課長。

玉津裕一商工観光課長

指定管理者の候補者の選定ということでよろしいでしょうか。公平公正を目指すべく、観光関係団体、税理士事務所、商工関係団体、女性まちづくり団体、三重県、紀北町の6名の方に委員になっていただきました。審査方法なんですけれども、評価基準を20項目設けました。管理運営の基本的な考え方、飲食コーナー、物販コーナーの空間イメージについて、雇用の考え方についてなどなど20項目を設けまして、1人項目当たり5点満点、1人当たり100点ということで、合計600点で採点していただきまして、一番点数の高かった方を候補者として選定させていただきました。

以上でございます。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

今、町長のネーミングが悪いとか何とかと、私はそういうことを言ったんじゃないで、表現が悪いと言っているんですよ。道の駅という括弧があって、また海山交流ホール、だから道の駅の中に海山交流ホールというのがあると、これは一般的にそう思いますよ。ですから、施設の名称は道の駅でいいんじゃないですかということを私は思っています。

意味分かるでしょう。

もう一つは、先ほど観光課長が答弁ありましたけれども、よく分かりました。それで、要するに点数で決めましたよと、それはそれでいいかと思うんですけれども、こういういい点数を取った会社がこういういい、一言でもいいんです。こういう点数はこうなんだけれども、こういうことがすばらしかったよと、そういうことが一言あれば、もっと説得力があるのかなと思います。その辺これから指定管理者、和具の浜もありますし、またそのほかにもある

と思うんですね。やっぱりこの際、私の意見も考慮していただいて、審査あるいは審査の発表をしていただければありがたいなど。

以上でございます。その辺また検討いただければと思います。いかがですか。

平野隆久議長

中場副町長。

中場幹副町長

2つのご質問をいただいたと思います。最初の道の駅の関係でございますが、実は当時、私が担当でございまして、道の駅をつくらせていただいた覚えがございます。もともとは、あそこはJRの線路敷でございまして、ほとんど国土交通省が当時持っておりました。その一部に紀北町の土地ということがございまして、実はこれ買収したんですけれども、その紀北町の土地につきましては、紀北町の持ち物ということで交流ホールという名前をつけさせていただきました。国土交通省の所有の部分は、情報コーナーとトイレと駐車場でございます。道の駅にはそういうものが全てないとあきませんもので、全部含めて駐車場も含めまして道の駅という設定をされておりますので、その分はご理解をいただきたいと思います。名称は別といたしまして、そういう名前でございます。

それと、ここで言っているかどうか分かりませんが、実は指定管理の指定の審査委員の中に私も入っております。その中で今議員がおっしゃいました特にこんなのがよかったというのを言えということでございますが、私の感想でございますが、点数ではつけさせていただきましたが、特に思ったのはただ物販するとか、こういうものを売るとか、そうだけじゃなくて道の駅全体の動線とか今の建築物の間取り、窓の配置、また売るものにつきましても全国で特にこういうものが売れているという情報、そういうものをお持ちであったような気がいたしております。

以上でございます。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

今の中場副町長の説明が大変よかったと思います。これからああいう言葉をつけて、こうなりましたよと、そういうふうに言っていただければ我々も安心できますし、ああそうだなと思います。

それから、道の駅のネーミングですけれども、そこの長島の道の駅がありますよね。ああ

いうふうにすっきりしたほうがいいと思います。あちこちもいろいろあります。でもやっぱり何か全国的に海山道の駅とかありましたけれども、全国から車が集まってくるんで、やはりそういう施設のネーミングのほうがいいと思います。

以上です。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

道の駅本体の名前は「道の駅」海山でございます。「道の駅」マンボウなんかのように「道の駅」海山というのが道の駅全体の名前でございますので、その中の一部が道の駅海山の交流ホールというのが、今言ったように一番尾鷲側の建物でございます。道の駅自体は「道の駅」海山という名称でございます。

平野隆久議長

次に質疑ある方。

田島明良君。

2番 田島明良議員

今度新しく指定管理者になるデアルケに対してなんですけれども、今度3月で終わる指定管理者にも、どちらにも出資金を出すのも終了するのも回収してもらって、そして新しいデアルケですか、そちらにも出資する予定があるのかお伺いしたいこと、それが1つ。

それと、この4月から新しく指定管理者になるものですから、働いている従業員ですね。その人たちを新しい管理者はどのように扱う思いであるのか、お伺いいたします。この2点お願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

デアルケさんへの出資についてでございますが、紀北町はいたしません。先ほど海山物産の指定管理者だったですね。あれ800万円とおっしゃったと思います。あれは第三セクターだったので、町と民間等が出資した団体ということで町も出しております。これはまるっきり民間の指定管理者でございますので、出資する予定はございません。ただ、大規模修繕等があれば町がするというようになっておりますので。

それと、今働いている方については、募集要項につきまして従業員の雇用という項目を設

けております。従業員の雇用に当たっては、現従業員の雇用及び紀北町在住の雇用を最大限優先することという項目を要綱でつけさせていただいております。

平野隆久議長

次に質疑ある方。

田島明良君。

2番 田島明良議員

ということは、海山物産には出資金の回収は可能なわけですね。それもう一度確認をお願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

出資金の回収というのは、最終的に海山物産が経理的に終わりました、その決算の後に余剰の部分があれば出資金は戻ってきますし、最終的に閉めて、出資金が減額されていれば、やっぱりその分しか戻りませんが、今のところ一定の金額が戻ってくる予定でございます。

平野隆久議長

いいですか。では、入江康仁君。

12番 入江康仁議員

町長にも答弁の中での質問なんですけれども、海山物産が今の応募に応じた3人の方々に海山物産の決算書を一応参考として出させていただいたと。その中において、海山物産の方々に承認を得てから、3人だけに出すということの中で出させてもらったものでということで、ほかには出せない。しかし先ほどから町長はいろいろ答弁しておるように、第三セクターであれ何にしろ、紀北町が、僕らもはっきりいって海山物産の最初からのあれは分かりません。合併前のことですから、これは。合併前じゃなかったですか、海山物産のあれは。僕らが、平成、とにかく海山物産というあれはなかったと思うんですけれども、その中で当然指定管理の道の駅をやっていたと。その中で町としては約800万円の大口出資者であったと。当然それに対しての決算書に対しては、議会に対してもやはり報告と議員に対して要望があれば当然出してもらわなければならないし、また説明責任もあると思うんですね。それを今回この応募に関しては、議会にも議員にも何も知らんけれども、3人に対しての一応確認は取って出させてもらったという答弁だったんですけれども、これがいかなものかなとうかなと。

その中で、海山物産が引揚げた理由ですね。これは第三セクターで当然、海山物産がやるべきものとしてこれやってきておるはずですよ、最初から。3期15年ですか、当然。3回やっておるんでしょう。

35年やっとするか。

35年な。それで僕らの前のことですよ、海山物産の。今回引き揚げた理由には中で経営的なものの一応赤字やったかどうかということも踏まえて物産が引いた理由も分かってくるし、次の応募しておる方々が使用料はゼロだけれども、やっていかれるかどうかという判断をバロメーターとして決算書をもらったわけでしょう。当然我々にもそれを説明する責任があると思うんだけど、町長はそのところの答弁を3人にだけだから、ほかには言えないということの答弁であったと思うんですが、そのところの真意をちょっと聞かせていただきたい。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

言葉が、議員よろしいかな。言葉が足らなかった部分があります。海山物産の決算を全部頂いています、町は。出資者なんで。そして、私も毎回の総会にも出ております。町には報告いただいています。ただ、私が先ほど言った3名というのは、応募された方の今議員がおっしゃったようにバロメーターになるのに、3名の方も見せてくださいということがあったんだと思いますんで、それは3名の方に許可をもらってということでございますので、議員の皆様がそれを見たいというのであれば、議員の皆さんが個人情報、会社情報ということを自覚していただければいつでも出せますし、総会で出ておりますんで、それは大丈夫なんですけれども、そういうことでよろしいかな。総会で出して、議決を総会でいただいておりますんで、そういった資料は町のほうでいただいております。

そういうことでございますので、先ほど申し上げたのは、3名の方がおっしゃって、その了解を得て3名の方だけ出したということなので、ちょっとご理解、言葉が足らなかったと思います。

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

それは今町長、出せなかったと、出せないということだったので私は質問したんです。そ

れは出せるわけですね。

尾上壽一町長

はい。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

12番 入江康仁議員

当然、これまたここで何か異議あります。議事進行やで、ちょっと待ちます。

平野隆久議長

先やってください。

12番 入江康仁議員

議事進行を言っているよ。

平野隆久議長

途中で、また終わってから。

12番 入江康仁議員

そうか。それなら聞いてからちょっとやります。

平野隆久議長

後の分も1回に勘定しますので。

議事進行、発言、議事進行ですね。

10番 瀧本攻議員

第一セクターいったら行政ですね。第二セクターいったら民間です。それを併せて第三セクターです。これを第三セクターと言うんです。そして町が800万円持っています。けれども、資本金は3,000万円です。町が半分以上持っておらんと、議会に報告する義務がないわけです。だから、町が1,500万円以上持っておったら報告する義務があるわけです。その辺の第三セクターの言葉が分かっていない。町長も分かっていないんだから、議会に報告する義務がないわけです。けれども、我々議員は言うたら、町が株主でありますので、町へ行って、商工課へ行って決算書を見せてくださいと言ったら見せてくれます。そういうことです。

平野隆久議長

ただいまの瀧本攻君の議事進行に対して答弁させていただきます。

僕も義務か義務じゃないかということでは、出せるよということで今町長は答弁されたと思います。確かに51%以上持っていなかったら義務はありませんもので、要求されていない

のに出すということはしないと思いますけれども、一応言うたら出しますよということが多分言われたと思いますので、瀧本議員の言われたことはよく分かりますけれども、そういう意味で僕は、町長は答弁されたと理解しておりますので、その点についてお願いいたします。

続いてやってください。

12番 入江康仁議員

いいですか。えらいややこしい質問になっているけれども、要は瀧本議員のも一理あると思うし、町長の言うほうも一理ある。というのは、この出資する予算をするときにも、議会に予算を計上して議決しておるはずですわ。そうでしょう。それは、第三セクターは第三セクターだけれども、やはり議会に報告義務がありますよ、これは当然。私はないということはないと思う。議会に承認を得てから議決をしておるんだから、大口出資者ですよ、800万円というのは。私は報告義務があってしかりだと思います。そこのところきちんとしてください。要はこれに対して私は関連して言うけれども、始神テラスの商工会にも出していますよね、一千どれだけと。出資、補助かあれは。

それはそれでいいや。そんなところのどっちが正しいかというところだけは、きちんとしておいてくださいよ。

平野隆久議長

尾上町長。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

尾上壽一町長

よろしいですか。

平野隆久議長

ちょっと待ってください。

議事進行を先に受けます。違うことやと思う。

10番 瀧本攻議員

議長、資料が出ています。海山物産800万円、遠洋マグロが二千何百万、遠洋マグロがなくなっただけからどうなりますかということは、私は農林水産課長に聞きました。大体5つぐらいの団体にいわゆる資本金的なものを出しています。それは我々の書類にちゃんと添付されて、配付されております。それを見ていないんです。この前の12月の定例会でもちゃんと出ていますよ、決算書に。だから、ちゃんとやはり書類を見てもらわないとあかん。

平野隆久議長

議事進行に対して答弁。

先ほど議事進行の議事進行はないということで宣言させてもらいましたが、これは決算書を出すか出さんかとまた違う話やもので、去年12月のときに資料が出されたと思うということですもので、それについての答弁をさせていただきます。それについて僕もちょっとはつきり覚えていませんので、それについてはついていかついていないかも含めてまず。

12番 入江康仁議員

要は海山物産の確認したとき35年と言いました。私は設立した当時は全然分かりません。瀧本議員らは、その中でやっておるのは、一番よく知っておるのは、そういうところの精通で地元の議員、物産の中に株主で入っているような会議もずっと何期もやってきておる。我々は途中で合併して初めて海山物産という存在も分かってきた。その中で資料があるから出しておるからちゃんと見ておいて、これは分からん、はつきり言って。だからそんなことを理由に質問できんのやったら誰もできへんぞ、そんなんだったら。

平野隆久議長

ちょっと待ってください。

そういうことを言うとするわけじゃなくて、瀧本議員は12月のときに会議のときに資料が添付されていたと思うと、こうやって言われたので、議会に。そこは、僕ははつきり覚えていないので、それを答弁させますと言っただけで、個人で持っている持っていないじゃないですよ。瀧本議員の議事進行は、去年の議会のときに、予算のときに資料が出されているはずやと言われたので、僕はちょっと分からないので答弁させますということを使うわけなんです。

12番 入江康仁議員

要は、私は質問するという内容の内容は、各議員個々の能力とかいろいろあります。そして、今の過去に遡っても全然知らない議案も出てくる、このように。それを何もかも100%みんな知っておるとか知らんですよ。わしらでも自分の気になるところは、集中してみます、あまりこれはと思ったところは見ないです、はつきりいって。自分の特技なところと特技がないところとある。それをやっぱり質問においてよく知っている人が見たら何でそれは分からんのかという質問もあるかも分からん。しかし、質問する人は質問する、自分の能力の中の質問をするんだから、そうでしょう。それは尊重してやっぱり答弁してもらわんとあかんと思うけれども、だから今のような勉強して、勉強するんやったら何も質問要らないようになるよ。

平野隆久議長

今議事進行ということで受け止めて答弁させてもらいますけれども、僕は入江康仁君の質疑に対して一切止めていません。そういうもので、ただ議事進行がありましたので、議事進行の内容については、去年の暮れに資料は添付されておったと言われたんですけども、僕も本当はそうですねとかと答えないとあかんやけれども、僕もちょっと記憶がないんで、その点についてだけ議事進行に対して答弁させますと。それ終わったら質疑に対しては一切、入江康仁君の質疑は止めていませんので、その点をご理解お願いします。

その点について。それだけちょっと教えて。

尾上町長。

尾上壽一町長

議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、800万円の出資の件について、これは恐らく海山町時代に議会に提出して出資しますよということで、第三セクターを設立したことでございますので、議会の予算書にはあると思います、その当時の。

今の800万円、何株なんですけども、5万円掛ける160株だったと思うんですが、それに対しては資産の調べということで決算報告書には載っております。

それともう1点、この800万円、もし海山物産が解散したとしたら入が入ってきます。そこには議会のほうの予算書において、解散した時点、精算した時点の金額が例えば800万円なら800万円、500万円なら500万円が入として載ってきますんで、そのときにこういう経営が長年されて、資産はこれだけ残りましたよ。160株の解散配当がこうですよという形で議会の予算書には計上されるものと思っております。

平野隆久議長

尾上町長、先ほど議事進行に対して資料がついていたか、ついていないかというのをそれだけ答弁してください。

尾上壽一町長

今言ったでしょう。

平野隆久議長

瀧本議員の議事進行に対してのあれですね。

尾上壽一町長

いやいや、資料がないとおっしゃったので、800万円の出資のときはどうやったんやとい

う話、それから予算は現れてくるんかという話、それから出資の状況、財産の調べというところで、決算書の中で150株のことが記載されておりますんで、その3点について。

平野隆久議長

資料というか、載っておるとのことだよな。

尾上壽一町長

160株ね。その当時の5万円掛ける160株がその当時に議会の議決をいただいていると思っております。

平野隆久議長

ちょっと待ってください。

先ほど議事進行のちょうど執行部に答弁させましたので、決算書に数字として載っているということで、議事進行に対しては答弁させていただきます。

それで、入江康仁君の質疑に対しては答弁漏れがありましたら、質疑の回数に入れませんので、再度言ってください。

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

答弁どこそに飛んでいったよ、議事進行が入っているいろいろ私は町長が言ったように、決算書は応募者の3人に対しては、これは海山物産に確認をして、この3名だけしか出さないからという確認して出させてもらったと。議会や議員には提出できないと、ほかの人にはできないということを言ったから私は言うたんですよ、それを言うたんです。

ちょっと待って、それでまたその今の出資の中で、800万円は解散したときに500万円になるうか、また幾らになるか分からんという減額になっていますよね、今言うたら。普通は800万円だったら1,600万円になっておるかも分からん。しかし減額になるということは、マイナスでずっと経営してきた流れの赤字じゃないですか、資産が減っておるということになるんですから、それをやっぱり決算なり応募者が見たかったわけじゃないんですか。要は、私はそれはきちんと指定管理者がやれるように、取った人が決まっていったら我々も応援してやっていかなあかん。今まで第三セクターから今度は民間のものに指定管理するわけですから、そういうところでちょっと質問します。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

他の人には出せないというのは、さっき質問があったときに3者から要望があって3者に出しますと。それをよその会社に配って出すわけにいきませんよと。その後の答弁の中で、議員の皆様には出せますよという話、見せますよという話をしましたよね。私、株主でもあって聞いていますよという話をしたと思うんです。だから、そしてそういうことで議員の皆さんが見てほしいなら、株主の紀北町の議員さんでありますから、それはいつでも閲覧は出せます。ただ、こちらから出す義務は、先ほど他の議員がおっしゃったように50%を超えなければ議会への提出というのはしなくていいとなっているんで、議員の皆さんが調べたいんや、見せてくれと言うならそれはそれで十分できる話です。

それと、800万円、500万円と言いましたが、最初800万円かも分からんし、500万円かも分からんと、これは想定で言いましたんで、そしてその後で決算が終わって、収支が終わったときに幾らになるか分からないですけどもということなんで、今の現時点で今年度の現時点の海山物産の中で800万円の資本金を、言葉が悪い、何と表現、食べてしまつとるか、減額された決算ではございませんでした。

平野隆久議長

3回目です。お願いします。

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

町長、今回の海山物産の解散に当たっての手續に対しては、出資は紀北町が分かっているのは800万円と。それに対してはプラスアルファになるか減額になるかというのは分からんわけですね、まだ。減額になった場合はどのようなあれになるんですか、これは実際。だから、私が言いたいのは、今の応募のやっておる人たちのバロメーターとして、やっぱりさっき食べたというたけれども、食うたつたということですよね。いうたらマイナスで運営してきておつたということになるんじゃないですか、資産が減るわけですから、それにつながるんじゃないですか、そこだけ1点。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

もしなっていたとしたらです。それと海山物産の経営の仕方と今度新たに指定管理者になる人の経営は切り離してもらわなければいけないと先ほど言いましたですね。バロメーターとはなりますけれども、そのとおりするわけじゃないんで、我々としたらもつともつとお客様

様を集客してほしいよ、発信してほしいよという思いがありますんで、そのところは切り離して考えていただきたいと思います。

平野隆久議長

もう3回ですので、質疑3回で終わりましたもので。

12番 入江康仁議員

3回、今の言うたのじゃないの。

平野隆久議長

それを足し算して、2プラスですので。

ほかに質疑ある方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第5 議案第2号については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、暫時休憩させていただきます。11時50分まで暫時休憩いたします。

(午前 11時 39分)

平野隆久議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前 11時 51分)

平野隆久議長

次に、日程第6 議案第3号 紀伊長島地区学校給食センター建設工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

数事的なことは、これは触れないでおきますけれども、1つこういう場合、工事金額の変更、そういう場合は工事内訳書、設計事務所の場合、見積内訳書といいますし、施主の場合も設計事務所からそれを持っていると思うんですけれども、それで数量とか金額を変更して、それに基づいてこういう書類が出てくると思うんですね。その場合に内訳明細書、それを訂正しているのかどうか、それが1点。

それから、いつも気にはしていたんですけれども、図面に内藤建築事務所の誰がこの図面を承認したかあるいはまた右側に図面番号とか、こういうのがいつも出ていないんですよ。ですから、こういうこともやっぱり大事ですし、それから内訳、変更に伴う図面の変更、これもやっぱり大事だと思うんですね。その辺について、教育委員会の方にこういうことを言うのはちょっとあれなんですけれども、そういうことをこれから気をつけていったほうがいいと思うんですけれども、その辺もしそういうことについてこうしていますよという回答をいただければと思います。

平野隆久議長

宮本学校教育課長。

宮本忠宜学校教育課長

すみませんでした。金額については、議案の資料でお示しさせていただいたとおりでござ

いますが、その基礎となるというか、バック資料としまして確かに明細書、内訳書がございます。それについてはさらに細かく工事の配管の数量でありますとか、側溝の延長でありますとか、そういうものが出ております。

それと、図面の番号でございますが。

平野隆久議長

座ってのあれを後でまた。

宮本忠宜学校教育課長

図面につきましても変更されております。それで、これは議案の資料として出させていたいただきましたので、この図面の番号等はあえて表記はしておりませんが、実際もっと工事の図面というのは枚数が多くございます。それにつきましては番号等をつけて分かりやすくなるように、一応は内部のほうではさせていただいております。

以上でございます。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

答弁漏れだと思うんですけども、内藤建築事務所の誰が設計したか、そういうこともやっぱりこれ大事なことなんですよ、後々、その辺についてご答弁ください。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど課長が申し上げたように、元のものにはきっちり誰がしたかということは、あとこれあくまでも議会資料として概略に書かさせていただいた資料でございます。そういうことなんで、恐らく訂正の内訳書というのは相当な数だと思います。そこを全部チェックしていますので、議員の皆さんがご覧になりたいというのであれば、またその内訳書もご覧になっていただければいいのかなと思いますが、ここにあるのはあくまでも資料1、2、3ということで、議会の皆さんが分かりやすく作成させていただいた資料だとご理解いただきたいなと思います。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

今の町長の答弁はおかしいと思うんですね。これは原図からコピーしているんです、それで今回の増築工事とか変更については赤で書いてあるんですね。だから、原図には、やっぱりきちんとこれも設計図面を紀北町が受け取ってから1年近くたっているわけですね。たっているにもかかわらず、図面に内藤建築事務所の設計者のサインがないというのはおかしいということを行っているんです。その辺、町長もう一遍。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的には個々の部分のコピーであって、議会の皆さんが分かりやすくしてありますんで、原本のものには1枚1枚に書いてあるのか、私はよく分かりませんが、設計者、会社の名前は全部書いてあると思いますけれども、課長その辺お願いします、答弁。

平野隆久議長

宮本学校教育課長。

宮本忠宜学校教育課長

設計業務につきましては、前年度、内藤建築事務所のほうに業務委託をしております。当然、内藤建築事務所のほうから設計業務の成果品というのを頂いております。そのときに完成の報告書と同時に、誰が設計したとか、そういう報告も併せていただいております。これは先ほどもご説明させていただきましたが、議会用の資料ということで、あえてそこら辺は表記していませんが、実際の業務におきましては完成報告と併せて誰が設計したか、そういうふうな報告も当然受けております。

以上でございます。

平野隆久議長

ほかに質疑される方ありませんか。

もう3回終わりましたもので。

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

この資料2の説明の中で排水処理の能力変更ということをおっしゃいましたが、排水処理の能力変更は内藤設計さんの設計条件としてどういう設計条件であり、それを現状ではどういうふうになったので、こういうふうに変更したのかと。その能力変更した理由は一体何であったのかと。能力変更したということは小さくしたということだと思っておりますけれども、減

額されていますけれども、この減額したので大丈夫なのかと。全体的に予算の増額があった。前、この予算を認めるときに、入札時に設計金額が安過ぎたのでなかなか応札するのが困難である中で応札したと、それで99.9%だったということがありましたですけれども、そこら辺の設計に関わる資料、それについてどういうふうな状態になっていたのか、詳しくご説明願えれば幸いだと思うんですが、以上、よろしく申し上げます。

平野隆久議長

宮本学校教育課長。

宮本忠宜学校教育課長

今回の変更で浄化槽排水処理能力の能力変更を行っております。それは設計時、浄化槽から放出する流水の水質というのは法令で決まっておりますが、流入、排水処理槽へ流れ込む水質について、当初の設計ではBODが1,000mg/Lというような設計をしておりました。しかし、海山地区の給食センターがございます。そこで油等を使用して一番流入する水質が汚れていそうな日を2日間、水質を調査しましたところ海山では相当少なかったということで、BODでいきますと260mg/LのBODでした。そういうこともありまして、安全を見て1,000から500あればBODの処理は大丈夫と考えまして、能力の変更をいたしております。これにつきましては能力の変更を行いましたので、変更の金額が下がるとともに、今後の維持管理費につきましても低減できるものと見込んで、今回変更をさせていただいております。以上でございます。

平野隆久議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

その内藤設計さんがBODの設定をなぜこういうふうにしたのか、その理由についてはどういうふうに伺っていますか。

平野隆久議長

宮本学校教育課長。

宮本忠宜学校教育課長

設計時につきましては、給食センターということで同様の給食センターの建物ですとか、そういう部分を調査して、多めに設計をしたのかと考えております。

以上です。

平野隆久議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

多めにしても大体2割前後だと思うんですね、本来。これがこういうことをやられている。減額しているのですが、本当に大丈夫なのかということと。

それから、要するに2割程度で考慮するものを全体的な考え方が合っていないというようなことでしているところと、それから先ほど答弁漏れですけれども、前回の設計仕様が甘かったということが起こったと思うんですけれども、それについてどう考え、今後どういうふうにしていくのか、併せて答弁願います。よろしく願います。

平野隆久議長

宮本学校教育課長。

宮本忠宜学校教育課長

過剰な設計でということもあつたかと思えます。それにつきましては本来ならば設計の業務を発注したときに、そういう指摘もできればよかつたんですが、申し訳ありませんでした。そこら辺の指摘がなかなか実際はできていなかったということでおわび申し上げます。ただ、海山の水質を実際調査しまして、一番汚れていそうな2日間の水質を調査しましたところBOD、生物化学的酸素要求量と申しますが、これの値が260mg/Lであつたと、そういうことで安全率も見て500を設計で変更させていただければ、十分安全に処理できるというふうと考えて変更をさせていただいております。

それと、仕様につきましても、設計時の仕様には当初そういうふうな仕様を書かさせていただいておりますが、この変更におきまして仕様もそういうふうに変更をさせていただいております。

以上でございます。

平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

すみません。申し訳ありません。さっきの柴田議員のことに関連するんですけれども、図面ですね。ここ真っ白になっております。さっき言いました設計者とかですね。これをあえて元のを消して出されたものか、初めからないものをやつたか、その点お聞きしたいんです。

平野隆久議長

宮本学校教育課長。

宮本忠宜学校教育課長

図面につきましては、去年の業務委託の成果品がございます。それにつきましては図面に番号はつけておりますが、図面1枚1枚に設計者の名前等は書いておりません。その確認につきましては、完成の報告書を出していただいたと同時に、どの方が設計したとか、そういう報告もいただいておりますので、それで確認をさせていただいております。

以上でございます。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

それでは、これは完成設計図の前の図面ですね。これは大元になってはいますが、私は完成した図面で責任者も書いてもらったものを出していただいたほうがよりいいんじゃないかと思えますけれども、それに対する答弁をお願いします。

平野隆久議長

宮本学校教育課長。

宮本忠宜学校教育課長

今回議会へ提出させていただいたこの図面につきましては、完成後の図面に変更箇所を赤く着色させていただいたものでございます。

4番 岡村哲雄議員

完成後の図面は名前入っている。

平野隆久議長

座っての発言はやめてください。

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

ごめんなさい。完成後でしたら、名前も入っているんじゃないですか、完成後の図面でしたら、それに対して答弁をお願いします。

平野隆久議長

宮本学校教育課長。

宮本忠宜学校教育課長

図面につきましては、枚数も多いということもございますが、1枚1枚には設計者の名前
は書いていないんです。

以上です。

平野隆久議長

ほかに質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第6 議案第3号については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第7 議案第4号 令和元年度紀北町一般会計補正予算(第5号)についてを
議題とします。

それではこれより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第7 議案第4号については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

平野隆久議長

これで本日の会議を閉じます。

それでは、これで令和2年第1回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午後 0時 09分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 2 年 4 月 24 日

紀北町議会議長

平野隆久

紀北町議会議員

東 清剛

紀北町議会議員

中津畑正量